第１号様式

境　界

　　　　　　　　　　　　　　確　認　申　請　書

区　域

　　年　　月　　日

（宛　先）

名　古　屋　市　長

　　　　　申請者（土地所有者）　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　 氏 名

　　　　　代　理　人　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　職　業

　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

　　　　　　　　　　　　　　　　Ｅメール:

　　下記土地について必要図書を添えて申請します。

記

１．申請地

２．確認区分　（該当項目に☑を記入）

　　□　道　路　　　　路線名

　　□　河　川　　　　□準用河川　□一級河川　□二級河川　（河川名　　　　　　　）

　□　都市公園　　　公園名

　　□　公共用地 　　□有地番

　　　　　　　　　　　□譲与財産　　譲与番号　　　　　　　　（□道路　□水路）

３．申請理由

４．道路等境界確認事務取扱要綱第１２条の２に規定する協議等の省略について

□ 同意する（協議等をしない）　　□ 同意しない（協議等をする）　　□ 未定

５．添付図書　　　（１）現地見取り図

　　　　　　　　　（２）地図（公図）の写し

　　　　　　　　　（３）申請地及び市有地に係る登記事項証明書等（発行日より３か月以内）

　　　　　　　　　（４）代理人による申請の場合は委任状

　　　　　　　　　（５）その他（境界確認に参考となる図書等）

　　　　　　　　　　　　地積測量図、筆界特定書（添付図面を含む）、土地区画整理確定図、等

【注】

１　確認したい区分を○で囲んでください。

　（１）境　界・・・申請地と市有地等との所有権の範囲を確認したい場合。

　（２）区　域・・・道路等で（認定道路等で敷地が市有地以外）区域を確認したい場合。

２　申請者の氏名及び代理人の氏名

1. 土地所有者本人による申請の場合

イ　申請者（土地所有者）は署名又は記名押印をしてください。

1. 代理人による申請の場合

イ　申請又は立会等を土地所有者の代理人が行うときは委任状を添付してください。

ロ　代理人は職業（会社名、肩書(例えば土地家屋調査士等)）を記入してください。

ハ　申請者欄の押印は委任状をもって省略することができます。

３　申請地　　境界確認を必要とする箇所の所在地について、登記事項証明書等にある記載と同様に記入してください。

４　確認区分

（１）道　路・・・申請地に接する路線名を記入してください。

（２）河　川・・・申請地に接する河川名を記入してください。

（３）都市公園・・・申請地に接する公園名を記入してください。

（４）公共用地境界・・・申請地に接する公共用地地番又は譲与番号を記入してください。

５　申請理由　　分筆測量、境界確認、地積確認、塀の施工等理由を具体的に記入してください。

６　道路等境界確認事務取扱要綱第１２条の２に規定する協議等の省略について

申請地が座標明示地区の場合、申請地に係る協議点が他の境界確認において確認されているときは、実測図の作成及び協議（協議等）を省略することができます。同意した場合は、申請地に係る協議点を境界座標確認書（第１２号様式）により通知します。申請時点で判断しかねる場合は、未定を選択してください。

７　添付図書

　（１）現地見取り図

申請地に到着できる主要点の入った範囲の図面で１/１，５００程度とし、申請地を赤の斜線で分かりやすいように記入してください。

　（２）地図（公図）の写し

申請地と市有地の位置がわかる法務局備付けの地図、公図（地図等を転写した場合、年月日を記入してください。）に申請箇所を朱線で表示して下さい。

　（３）申請地と市有地の申請日前3か月以内の登記事項証明書等

共有者がいる場合は登記事項要約書の提出を求める場合があります。現住所と登記の住所が異なる場合は住所の繋がりを示す公的書類を添付してください。

　（４）代理人による申請の場合に添付する委任状

道路等境界確認事務取扱要綱第４条第２項及び第３項による規定をする場合に限り、代理権限を明記し、申請者（土地所有者）が署名又は記名押印したものを添付してください。

　（５）その他参考図書等（地積測量図、筆界特定書（添付図面を含む）、土地区画整理確定図、等）

その他参考図書等は、重要な資料となりますので、これらがある場合は併せて添付してください。また、参考となる現地の杭がありましたら図面に表示してください。

８　現況実測図の作成

現況実測図とは、本市所有の土地と民有地との境界調査を実施するにあたり、現況構造物及び境界杭等の位置関係、多角点の位置などを表したものです。申請後、本市より測量範囲を連絡しますので実測して提出してください。

９　立会

（１）第８条に定める境界の確認を行ったのち、境界確認協議図（第８号様式）を提出してください。

（２）申請を取り下げる場合は、原則として取り下げ報告書（第３号様式）を提出してください。ただし、一度

受理した申請書は返却いたしません。